

# 公共温泉施設の在り方・再編方針



横 手 市  
平成28年3月

## 目 次

1. はじめに…方針策定の背景と目的	1
2. 対象とする公共温泉施設	2
3. 公共温泉施設の現状	3
①入込客数の状況	
②収支の状況	
③収益性の状況	
4. 公共温泉施設が抱える課題と在るべき姿	6
①今日的視点での行政関与の妥当性	
②運営に係る多額の財政負担	
③今後見込まれる多額の投資的経費	
④課題への対応に向けた基本的考え方と公共温泉施設の在るべき姿	
5. 公共温泉施設の再編方針	10
基本方針とその優先順位	
方針に基づく再編実施計画	
6. おわりに	14

## 1. はじめに…方針策定の背景と目的

横手市は郡市一体の市町村合併から、昨年10年の節目を迎えました。

今後は10年後、20年後を見据えた新たな視点に基づく、より効率的効果的な施策を着実にやっていく必要があります。

もちろん、これには経費も必要となりますが、現実を直視しますと、市の歳入の中で最も大きな割合を占める地方交付税は市町村合併後10年を経過したことによって、来年度から逡減しますし、また生産人口の減少に伴って地方税収も減収が懸念されますので、市の収入は確実に減少していきます。また、支出の面では少子高齢化社会の進展に伴う福祉関係経費等の増大が見込まれるなど、このままでは様々な課題解決に向けた未来志向の新たな事業はもちろんのこと、基本的な市民サービスの実施にも支障をきたす可能性が高いことは想像に難くありません。

直近に迫ったこのような状況を回避するためには、より具体的な行財政改革に危機感とスピード感をもって取り組んでいく必要があります。

その取組の一つが、老朽化に伴って今後莫大な負担が必要と見込まれる公共施設の維持費用や更新費用を適正な水準に抑えていくことを目的とした横手市財産経営推進計画、いわゆるFM計画の策定です。公共温泉施設も、当然にこの計画の対象に含まれます。

ただし、温泉施設は、他の公共施設とは異なり、収益性が求められる性質を有しています。つまり、これを運営にするにあたっては、収支の赤字黒字が重要視される傾向にあるということです。残念ながらこれまで、その運営には多額の財政負担を伴ってきたことから、その存在意義や施策としての妥当性などに対し、様々な課題の指摘と抜本的な対策の必要性が叫ばれ、市町村合併以降の10年間、多様な議論がなされてきました。市においても、財政負担抑制に向けた経営改善への取組や何度かの方針提示などを行ってきましたが、効果的な対策が見出せず、紆余曲折を経て現在に至っています。

このように公共温泉施設に関してはFM計画が目的とする課題に加え、その他の大きな課題が存在します。またこれらは、市町村合併前の旧市町村時代に設置され、これまで引き継がれてきた歴史的背景を鑑みても、住民にとっては特別の思い入れのある施設と言えます。そのため、施設が有する性質やそれに対する市民感情、これまでの多様な議論などを考慮すると、大きな課題を抱えつつも、他の公共施設とは異なるデリケートな側面を有することから、FM計画に位置付けるにあたっては、敢えて一律の議論から抜き出し、課題とその解決方針を整理する必要があると判断しました。

この方針では、横手市の将来に向けた政策の一環として公共温泉施設がどう在るべきかを明らかにし、具体的抜本的対策を示すことを目的としています。

## 2. 対象とする公共温泉施設

この方針では、次表の9つの施設を対象としています。

施設名	立地地域	設置年月	経過年月 (H27.10月末 現在)	設置目的 (設置条例)	運営形態	主なサービス
上畑温泉 さわらび	増田	H12年4月	15年6ヵ月	・都市との交流	指定管理	温泉入浴・宿泊・宴会・売店
上畑温泉 ゆーらく	増田	H5年1月	22年9ヵ月	・市民、観光客の 休養資源 ・地域づくり拠点	指定管理	温泉入浴・軽食堂
横手市平鹿ときめき交流センター 「ゆっふる」	平鹿	H7年8月	20年2ヵ月	・交流促進 ・市民の健康・福祉の 増進	直営	温泉入浴・宿泊・宴会・食堂(テナント)・売店
横手市交流センター「雄川荘」	雄物川	H17年4月	10年6ヵ月	・都市との交流	直営	温泉入浴・宿泊・宴会・軽食堂・売店
雄物川温泉保養施設「えがおの丘」	雄物川	H7年8月	20年2ヵ月	・市民の心身保養、 健康増進	直営	温泉入浴・食堂・プール・トレーニング室
横手市大森林業者等休養福祉施設 「さくら荘」	大森	S57年8月	33年2ヵ月	・林業従事者等の 健康増進	直営	温泉入浴・宿泊・宴会・食堂・売店
農業者休養健康増進施設 「大森健康温泉」	大森	H6年11月	20年11ヵ月	・農業者の健康増進、 体力向上	直営	温泉入浴
あいの温泉 鶴ヶ池荘	山内	H10年11月	16年11ヵ月	・観光振興 ・市民の保養・健康増進	指定管理	温泉入浴・宿泊・宴会・レストラン・売店
大雄ふるさとセンター1号館・3号館 「ゆとりおん大雄」	大雄	H4年12月	22年10ヵ月	・心身の保持増進 ・コミュニティ活動の 利便向上	直営(H27.6~)	温泉入浴・宴会・レストラン

参考：主な役割

ア．地域経済の活性化-雇用の確保、観光振興拠点、地元商店利用や交流人口の拡大による地域経済振興等

イ．住民福祉の向上-健康増進、高齢者福祉の向上、地域のにぎわい拠点等

※施設の規模または機能上、「さわらび」「鶴ヶ池荘」「雄川荘」「さくら荘」はイの性質を持ちつつ特にアの実現を期待した施設であり、「ゆーらく」「えがおの丘」「大森健康温泉」はイに特化した施設。「ゆっふる」「ゆとりおん大雄」はその中間的性質を有する。

### 3. 公共温泉施設の現状

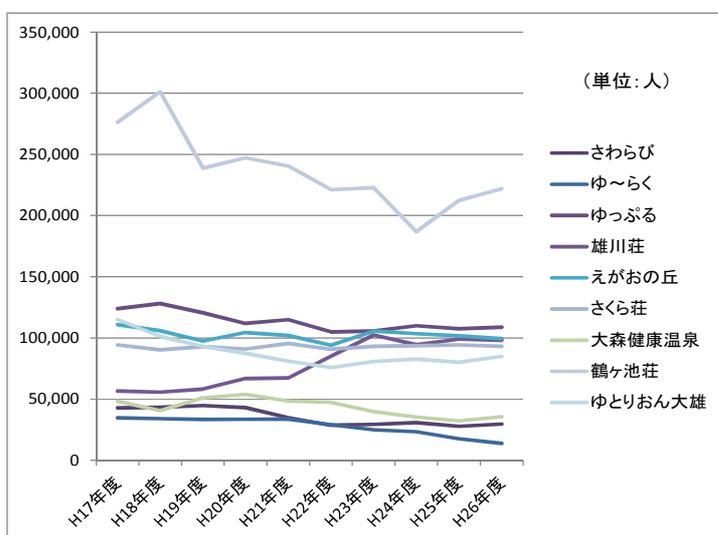
#### ①入込客数の状況

市町村合併後の各施設の入込客数は次のとおりです。

《表1 入込客数の実績》

(単位：人)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
さわらび	42,796	43,460	44,661	43,087	34,908	28,590	29,386	30,824	27,855	29,673
ゆ〜らく	34,709	34,038	33,375	33,591	33,659	29,128	24,992	23,365	17,632	13,702
ゆっぶる	123,924	128,214	120,454	111,823	114,885	105,038	105,638	109,960	107,517	108,767
雄川荘	56,494	55,712	58,181	66,923	67,440	85,077	102,346	94,427	99,085	98,117
えがおの丘	110,956	105,887	97,559	104,472	102,119	94,199	105,598	103,375	101,806	99,407
さくら荘	94,355	90,307	92,874	90,900	95,538	90,707	93,109	93,592	94,330	93,139
大森健康温泉	48,281	40,708	50,960	53,805	48,475	47,405	39,771	35,474	32,201	35,678
鶴ヶ池荘	276,340	301,175	238,819	247,232	240,532	221,204	222,842	186,865	212,465	221,775
ゆとりおん大雄	115,120	101,225	93,033	87,330	81,180	75,872	80,764	82,805	80,098	85,067
合計	902,975	900,726	829,916	839,163	818,736	777,220	804,446	760,687	772,989	785,325



H26年度の入込客数は「雄川荘」を除き10年前と比較し平均で約20%減少しています（雄川荘はH22年10月の「三吉山荘」廃止に伴い、広間・軽食コーナー等を整備したため、H22年度に増加）。また、最近3年間では「鶴ヶ池荘」に回復の兆しも見えますが、概ね横ばい又は微減の状況となっています。

#### ②収支の状況

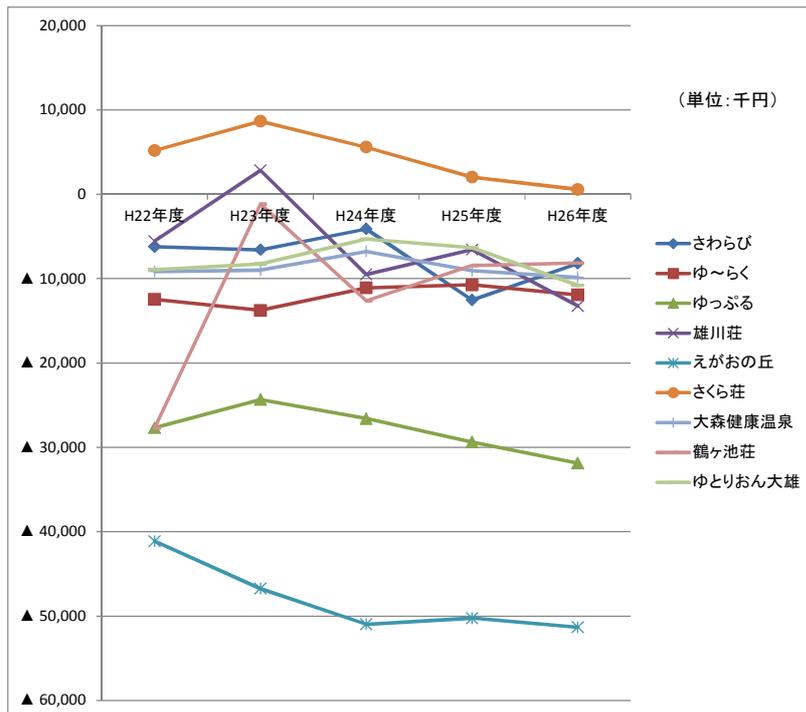
過去5年間（H22～H26年度）の仮想営業収支注1)の状況は次のとおりです。

《表2 仮想営業収支の実績》

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	3年平均	5年平均
さわらび(三セク)	▲ 6,225	▲ 6,583	▲ 4,123	▲ 12,538	▲ 8,205	▲ 8,289	▲ 7,535
ゆ〜らく(三セク)	▲ 12,470	▲ 13,767	▲ 11,103	▲ 10,745	▲ 11,945	▲ 11,264	▲ 12,006
ゆっぶる(直営)	▲ 27,681	▲ 24,349	▲ 26,604	▲ 29,387	▲ 31,885	▲ 29,292	▲ 27,981
雄川荘(直営)	▲ 5,556	2,825	▲ 9,510	▲ 6,571	▲ 13,259	▲ 9,780	▲ 6,414
えがおの丘(直営)	▲ 41,120	▲ 46,734	▲ 50,957	▲ 50,242	▲ 51,318	▲ 50,839	▲ 48,074
さくら荘(直営)	5,186	8,639	5,574	2,027	561	2,721	4,397
大森健康温泉(直営)	▲ 9,166	▲ 9,014	▲ 6,786	▲ 9,081	▲ 9,846	▲ 8,571	▲ 8,779
鶴ヶ池荘(三セク)	▲ 27,707	▲ 1,172	▲ 12,644	▲ 8,442	▲ 8,161	▲ 9,749	▲ 11,625
ゆとりおん大雄(H27.6～直営)	▲ 8,926	▲ 8,274	▲ 5,330	▲ 6,340	▲ 10,818	▲ 7,496	▲ 7,938

※「ゆとりおん大雄」は第3セクターが指定管理で経営していた時の数値



「さくら荘」を除き、全ての施設の仮想営業収支は赤字となっています。

また、一部を除き収支は概ね下降基調（赤字額拡大・黒字額縮小）にあることが伺えます。

なお、仮想営業収支には投資的経費注2)が含まれていないため、それを含めると黒字の施設はないというのが現状です。

注1) 仮想営業収支

- ・各施設が稼いだ収入から投資的経費を除いた経費を差し引いた収支（直営施設に関しては、行政が関与するものとして、少なくとも仮想営業収支の均衡を目標としている）
- ・直営施設と三セク指定管理施設の収支を同一条件で比較しようとした仮想数値（ただし、会計の方式が異なるため（単式簿記・複式簿記）、完全に一致してはいない）

注2) 投資的経費

直営施設：修繕料・工事関係委託料・工事請負費・備品購入費・起債償還元利金

指定管理施設：修繕料・減価償却費

・企業会計上の投資的経費の考え方とは若干異なる（各施設の老朽化の度合いが異なるなか、同一条件での比較を目的としたため、本来通常経費としなければならないもの（修繕料等の一部）も投資的経費としている）

### ③収益性の状況

各施設の収益性の状況は次のとおりです。

《表3 仮想営業収支上で100円を得るために要した経費の実績》

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	3年平均	5年平均
さわらび	¥103	¥103	¥102	¥107	¥104	¥104	¥104
ゆ〜らく	¥294	¥368	¥226	¥257	¥292	¥258	¥287
ゆっぶる	¥149	¥141	¥146	¥152	¥155	¥151	¥149
雄川荘	¥103	¥99	¥105	¥103	¥107	¥105	¥103
えがおの丘	¥182	¥188	¥198	¥201	¥201	¥200	¥194
さくら荘	¥97	¥95	¥97	¥99	¥100	¥98	¥98
大森健康温泉	¥292	¥288	¥193	¥316	¥336	¥282	¥285
鶴ヶ池荘	¥109	¥100	¥105	¥103	¥103	¥103	¥104
ゆとりおん大雄	¥162	¥155	¥143	¥141	¥142	¥142	¥149

これは、仮想営業収支上で100円の収入を得るために要した経費がいくらかという指標から各施設の収益性を測ろうとしたものです。

過去3ヵ年平均では100円以下の経費で100円の収入を得ている施設は「さくら荘」のみとなっています。また基本的に宿泊宴会等の機能を有する施設は105円以内の経費となっていますが、それ以外の日帰り温泉施設は100円を得るために約1.5倍以上を要しており、収益性が非常に低い施設と言えます。（「ゆっふる」は、宿泊機能は有するが宴会機能はテナント方式）

## 4. 公共温泉施設が抱える課題と在るべき姿

公共温泉施設の抱える主要な課題は次のとおりだと考えられます。

### ①今日的視点での行政関与の妥当性

過去を紐解くと、国の景気浮揚策を背景に地域活性化の起爆剤として全国各地の自治体が公共温泉施設の整備に取り組みました。実際に当地域においても建設時の巨額投資による地域経済への刺激があり、その運営においては雇用や住民の憩いの場の創出、観光振興など、これまで温泉施設は地域固有の課題解決に向けた政策上の重要かつ多様な目的の実現に大きく貢献し、その役割を果たしてきました。

しかし、市町村合併後、特に収支面での問題が顕在化した近年では、民業圧迫の側面と相まってその存在意義に疑問が指摘されるようになってきています。

さて、ここで行政が行う事業（サービス）の優先順位について考えてみます。

優先順位を評価するうえでの重要な物差しは公益性と実施主体の妥当性です。最上位は「住民一人ひとりの生活に必要な不可欠であり、かつ、その実施主体、手段に代替性が無いもの」、つまり「より多くの住民が生活していくうえで絶対必要なもの（＝高い公益性）であり、行政でなければそれを提供できない（＝行政が唯一の実施主体）」という類の事業がそれに当たると言えます。一方、最下位は「一部の住民にしか必要とされず（＝低い公益性）、行政でなくとも提供が可能なもの（＝選択可能な実施主体）」とすることができます。

その視点で公共温泉事業を見た場合、提供しているサービスは多くの住民が生活していくうえで必要不可欠だとまでは言えず、かつ、同種のサービスを提供する民間事業者が存在するため、行政が唯一の実施主体ではないことが分かります。

敢えて極端な表現をしますと、温泉入浴・宿泊・宴会・レストランなどのサービスは、全ての住民が生活する上で必要不可欠なものではなく、嗜好などによってそれを必要とする方々自らが相当の対価を払って受けるもの、つまり市場原理に基づいたサービスであるため、民間事業者が実施主体となるのが本来の姿とすることができます。その意味では公共温泉事業は行政サービスの本質論からすると優先順位は下位に位置付けられることになります。

近年、人口減少を始めとした社会情勢や顧客ニーズ、生活スタイルの変化により温泉施設（又は施設が提供するサービス）を取り巻く商環境は施設整備時と比較して明らかに縮小し、同種の事業を営む民間事業者との共存が可能な状況とは言えなくなってきました。公共と民間の双方が共に力を併せて地域の活性化に取り組んできた時代に今はなじまず、商売の要素においては競合関係にあること、つまり民業圧迫の側面がより鮮明になってきたことを理解し、また財政の将来展望を考慮すると、行政事業の優先順位を議論しなければならない時期に入ったと考えられます。

こうした状況下においては、行政が政策の実現手段として温泉施設運営に関与することが妥当か否かについて、今日的視点でしっかりと課題認識しなければなりません。

## ②運営に係る多額の財政負担

横手市の温泉施設の運営形態は直営と第3セクターによる指定管理の2つに分かれますが、全ての施設運営に公的資金が投入されています。つまり、売上金など各施設が稼ぐ収入をもって、投資を含めた経費の全てを補っている施設は無いというのが現状です。

これには、人口減少や余暇活動の多様化、交通網を含む自動車社会の一層の進展等による入込客数の分散と減少など外的な要因、福祉目的のために敢えて採算料金としていない入浴料金設定や老朽化に伴う修繕料等の増大、民間事業者レベルに達していない、または構造上そのレベルを追求しきれない直営形態など、内的な要因が挙げられます。

表4はH22～H26年度の財政負担額実績です。過去3年間平均では約242百万円となっていますが、今後予想される経営環境の厳しさを考慮すると、収益性の大幅な向上は期待できず、現状のままでは更に増大する可能性が高い状況にあります。

《表4 財政負担の実績》

(単位:千円)

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	3年平均	5年平均
さわらび(指定管理)	指定管理料	0	0	10,000	10,000	10,286	10,095	6,057
	一般会計支出分経費	3,208	4,205	620	3,263	499	1,461	2,359
	計	3,208	4,205	10,620	13,263	10,785	11,556	8,416
ゆ〜らく(指定管理)	指定管理料	10,075	10,075	10,990	10,990	11,305	11,095	10,687
	一般会計支出分経費	666	1,390	2,534	224	732	1,163	1,109
	計	10,741	11,465	13,524	11,214	12,037	12,258	11,796
鶴ヶ池荘(指定管理)	指定管理料	10,400	17,733	21,400	21,400	22,012	21,604	18,589
	一般会計支出分経費	18,229	2,032	11,198	1,403	3,656	5,419	7,304
	計	28,629	19,765	32,598	22,803	25,668	27,023	25,893
ゆとりおん大雄 (※H27.6～直営)	指定管理料	15,240	15,240	9,896	9,904	10,162	9,987	12,088
	一般会計支出分経費	4,176	5,433	4,223	9,438	5,609	6,423	5,776
	計	19,416	20,673	14,119	19,342	15,771	16,411	17,864
ゆっぶる(直営)	一般会計繰入金	27,753	27,664	33,642	29,869	45,512	36,341	32,888
雄川荘(直営)	一般会計繰入金	89,457	68,100	65,581	59,984	60,863	62,143	68,797
えがおの丘(直営)	一般会計繰入金	116,853	53,624	61,722	48,545	59,433	56,567	68,035
さくら荘(直営)	一般会計繰入金	11,965	5,509	5,300	5,300	9,681	6,760	7,551
大森健康温泉(直営)	一般会計繰入金	11,691	11,478	14,639	10,400	12,798	12,612	12,201
計		319,713	222,483	251,745	220,720	252,548	241,671	253,442
直営施設起債償還元利金 (雄川荘・えがおの丘・さくら荘分) D		117,269	60,614	60,614	60,614	56,649	59,292	71,152
Dを除く財政負担額		202,444	161,869	191,131	160,106	195,899	182,379	182,290

※一般会計支出分経費：市の一般会計から支出した修繕料等の経費（貸付金等、運営に係るものを除く）

※起債償還：「えがおの丘」H22年度終了、「さくら荘」H26年度終了、「雄川荘」H28年度終了予定

## ③今後見込まれる多額の投資的経費

建設時から最も新しい「雄川荘」でも10年が経過しました。その他の施設は全て15年以上が経過しているため、老朽化に伴う修繕料などが増加傾向にあります。特に機械設備などは耐用年数を超えているため、不具合の発生頻度が増しています。修繕などの対処療法にも限界があり、今後は更新なくしては営業の継続ができない状況が予想されます。

また、温泉施設はお客様から利用料金を頂いて運営される観光レクリエーション施設でもあるため、施設老朽化に伴う安全安心を含めたサービスの低下は避けなければなりませんし、本来社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した定期的な投資や大規模改修(リニューアル)

を行わなければ、陳腐化に拍車がかかり、期待する効果を挙げ続けていくことができません。

試算（表5）ではリニューアル費用を除いても今後5年間で全ての施設を維持するために必要な投資的経費は8億円近くにのぼることが予想されます。

（単位：千円）

《表5 H28年度から5年間の投資経費見込み》

	今後5年間の投資経費見込み①	単年度投資的経費見込み(①/⑤)	主な内容
さわらび(三セク)	215,900	43,180	空調設備等
ゆ〜らく(三セク)	5,100	1,020	源泉ポンプ交換等
鶴ヶ池荘(三セク)	101,400	20,280	各種設備更新、浴槽改修等
ゆっぶる(直営)	114,200	22,840	各種設備更新、屋根改修等
雄川荘(直営)	173,000	34,600	空調設備等
えがおの丘(直営)	68,400	13,680	空調設備等
さくら荘(直営)	33,500	6,700	コテージ屋根、外壁改修等
大森健康温泉(直営)	7,500	1,500	源泉ポンプ交換等
ゆとりおん大雄(直営)	50,000 注)	10,000	各種設備更新等
合計	769,000	153,800	

表5は早急な対応が必要な更新費用を主としているため、表6の過去5年間の合計と比較して倍以上の経費が見込まれます。

なお、温泉施設の性質上、想定外の多額な補修等が必要な場合があるため、実際は表5以上の投資的経費が必要となる可能性も想定されます。

注)「ゆとりおん大雄」の投資経費見込みは概算（内容精査中）

（単位：千円）

《表6 投資的経費の実績》

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	合計	3年平均	5年平均
さわらび(三セク)	投資的経費(法人+市)	4,544	5,094	4,221	5,134	2,931	21,924	4,095	4,385
ゆ〜らく(三セク)	投資的経費(法人+市)	779	1,523	2,736	808	1,639	7,485	1,728	1,497
鶴ヶ池荘(三セク)	投資的経費(法人+市)	24,387	12,859	17,385	7,695	9,814	72,140	11,631	14,428
ゆっぶる(直営)	投資的経費(起債償還元利金除く)	5,513	4,139	7,183	4,538	9,715	31,088	7,145	6,218
雄川荘(直営)	投資的経費(起債償還元利金除く)	23,746	5,116	4,563	4,129	5,955	43,509	4,882	8,702
えがおの丘(直営)	投資的経費(起債償還元利金除く)	22,974	10,300	11,993	4,702	7,156	57,125	7,950	11,425
さくら荘(直営)	投資的経費(起債償還元利金除く)	13,613	8,116	7,893	4,564	11,540	45,726	7,999	9,145
大森健康温泉(直営)	投資的経費(起債償還元利金除く)	1,243	1,153	5,655	4,606	2,912	15,569	4,391	3,114
ゆとりおん大雄(直営)	投資的経費(法人+市)	6,229	9,835	6,875	12,002	8,210	43,151	9,029	8,630
計		103,028	58,135	68,504	48,178	59,872	337,717	58,851	67,543

※投資的経費

指定管理施設：法人が支出した修繕料・減価償却費に市が支出した修繕料等を加えた総額

直営施設：修繕料・工事関係委託料・工事請負費・備品購入費

◆全ての施設をこれまで同様に維持していくことを想定した場合、今後5年間でも4.の②、③を併せ、単年度に3億円を超える財政負担が必要になる試算になります。これは、これまでの実績に加え、更に1億円以上が必要になることを意味しています。今後の市の財政状況を考慮すれば、その負担は物理的に困難であることが予想されます。

#### ④課題への対応に向けた基本的考え方と公共温泉施設の在るべき姿

課題の多くは、今日的視点での行政関与の妥当性と金銭的な要素に集約されます。

全ての住民に喜ばれ、かつ、他の必要不可欠な公的事业と民間が行う事業に支障を及ぼすことなく存在可能であれば全く問題はありませんが、残念ながら公共温泉施設は今そのような状況にありません。このままでは、税金を納めてもらう主体である民間事業者等に少なからず悪影響を与え続けることはもちろんのこと、施設を利用しない市民の不公平感を更に助長する可能性のほか、施設を存続させるためには他の重要な施策を取りやめてその財源を確保しなければならないという状況も見込まれます。

このような状況を回避するため、これからの公共温泉施設の在るべき姿を次のとおりとし、スピード感を持って、抜本的かつ効果的な対応策を進めていく必要があると考えます。

#### 《今後の公共温泉施設の在るべき姿》

- 横手市の将来に向けた財政展望と行政事業の優先順位から、行政による温泉施設運営はその役割を終えつつあることを認識し、公共から民間へのシフトを積極的に促進すべき。
- 政策上なお必要と判断される場合でも、その位置付けを新たにし、身の丈に合った施設数への関与に留めることを基本とすべき。

## 5. 公共温泉施設の再編方針

今後の公共温泉施設の在るべき姿を想定し課題の解消に向けて次の取り組みを行います。

### 《取組を進めるに当たっての留意点》

公共温泉施設の様々な課題の解消に最も適したシンプルな方法は「全ての施設を廃止する」ことです。しかし、このような極端な方法は、直面する課題の解決には結びつきませんが、一方で新たな課題を発生させる要因にもなりえます。例えば、雇用や地域経済、住民福祉等々、これらへの対策期間が無い状況の中では、多大な悪影響を及ぼしかねません。

そのため、取組を進めるに当たっては次の点に留意します。

**●方針に基づく取組は期限をしっかりと明示したうえで、段階的に進めます。**

### 《基本方針とその優先順位》

#### 【基本方針1】…優先順位1

○方針: 将来に向かっての温泉施設運営は民間シフトに向けて取り組みます

○視点: 政策実現手段としての本質回帰と民業圧迫の解消

理想は民間事業者等がサービス提供の担い手となることです。これにより、官民の競合関係が解消できるとともに、民間事業者にとっては新たなビジネスチャンスにもなりえます。更に、高度な経営ノウハウを有する民間事業者等が担い手になることによって、より質の高いサービスが受けられる可能性も期待できます。

#### 【基本方針2】…優先順位2

○方針: 譲渡が不可能だった場合は、施設配置の面で近接する施設は廃止し、保有する施設数を圧縮します

○視点: 財政負担抑制の確実な推進

この方針の目的とする取組は、今後の市の財政を考慮すると、待ったなしに確実に進めていく必要があります。その観点では保有する施設の数を決めていく方法が最も有効であると考えられます。ただし、急激なサービスの低下を避けるためにも、まずは施設配置の面で近接する施設を対象に実施します。

#### 【基本方針3】…優先順位3

○方針: 施設配置のバランスと明確な目標数値基準に基づき、施設の存廃を決定します

○視点: 政策上の新たな位置付けに基づく必要性和数値実績の適正検証による身の丈に合った関与

基本方針1及び2に基づく取組によってもなお対応不可能な施設にどう対処するのかが、

最も重要かつ最終的な課題となります。それら施設の規模や数にも左右されますが、単なる継続は本方針の目的から逸脱することになり、なんら課題の解決には結びつきません。一方で単なる廃止では、先に述べた悪影響が懸念されるとともに、地域や利用者への配慮にも欠けるため、行政への信頼感を毀損しかねません。従って、ここでは、施設運営の目標基準を設定し、一定期間後の実績を検証したうえで、政策上の新たな位置付けに基づく必要性の観点からも民間を含めた施設配置のバランスを勘案し存廃を決定します。

なお、施設運営に関する目標基準の設定にあたっては、収支改善に向けた運営側の不断の努力はもちろんのこと、『市民（又は地域・利用者）に求める取組』についても注力します。

## 『市民(又は地域・利用者)に求める取組』

### ●利用者や立地する地域の皆様への施設利用目標の提示

これからの公共温泉施設は先に述べたとおり、今日的視点での行政関与の妥当性や金銭的要素から、必要だという認識だけでは物理的にも市民理解的にも維持をしていくことが困難な状況にあります。その為、地域住民や利用者の皆様にも「これくらいは利用して頂かなければ、維持できない」という利用目標水準をお示しし、その達成度からも施設の必要性を検証させていただきます。

## 《方針に基づく再編実施計画》

### ●計画期間 **平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日(2 年 6 カ月間)**

## 【第 1 段階】

### ●その 1

#### **基本方針1に基づき、施設の譲渡可能性を調査し、その結果に基づいて譲渡を目指します**

調査項目:施設毎の譲渡可能な形態(有償・無償・プロポーザル方式、制約事項、追加事項等の有無等)

調査期限:平成 28 年 9 月末

結果に基づく譲渡:公募を基本とし、H29 年 9 月まで可能な施設を順次譲渡

県内他自治体では、温泉施設の無償譲渡を目指したものの、譲渡先が見つからず、最終的に廃止したという例があります。横手市の温泉施設も施設毎の機能や老朽化の度合いを考慮すると、容易に譲渡可能とは考えにくい状況です。

どのような形であれば譲渡可能なのかを、民間事業者や地域(団体)、専門家等との意見交換などを通じ調査し、施設毎に譲渡条件を設定します。その上で、譲渡可能な施設から順次譲渡を行います。

## ●その2

**基本方針2に基づき、譲渡が不可能だった場合は、旧市町村単位で同一地域に2つある施設のうち一方を廃止し、保有する施設数を圧縮します**

- 対象施設 ①増田地域 「さわらび」に近接する「ゆーらく」  
②雄物川地域 「雄川荘」に近接する「えがおの丘」  
③大森地域 「さくら荘」に近接する「大森健康温泉」

廃止時期：平成29年3月末

対象とする施設については、一義的には[第1段階]その1を目指しますが、譲渡が不可能な場合は、H28年度末をもって廃止します。これらは近接していることから、温泉入浴ニーズを一定程度もう一方の施設に集約することが可能であると考えられます。

### 【第2段階】

**基本方針3に基づき、施設運営に関する各種数値基準を設定し、その実績と民間事業者を含めた施設配置バランス、政策上の新たな位置付けに基づく必要性和財政的見地を総合的に勘案しながら存廃を決定します**

対象施設：第1段階の取組で対応が不可能な施設

施設経営の数値基準：施設毎の赤字圧縮額

地域(市民)と利用者に求める数値基準：H27及びH28年度実績に基づき、施設毎の収支が均衡する売上高に不足する売上額を客単価で除した数値を目標増加利用者数に設定

判断期限：H30年5月末 ※但し、施設継続に多額の投資が必要不可欠と認められる場合はその時点で営業を一旦休止し存廃を判断しなければならないケースも想定

実施時期：H30年9月末

今日的視点での行政関与の妥当性と新たな位置付けに基づく政策上の必要性、更には財政的見地から市民理解的かつ物理的に、なお行政が維持可能かどうかを判断基軸に存廃を最終決定します。

### 《方針に基づく取組又は取組結果に関する留意点》

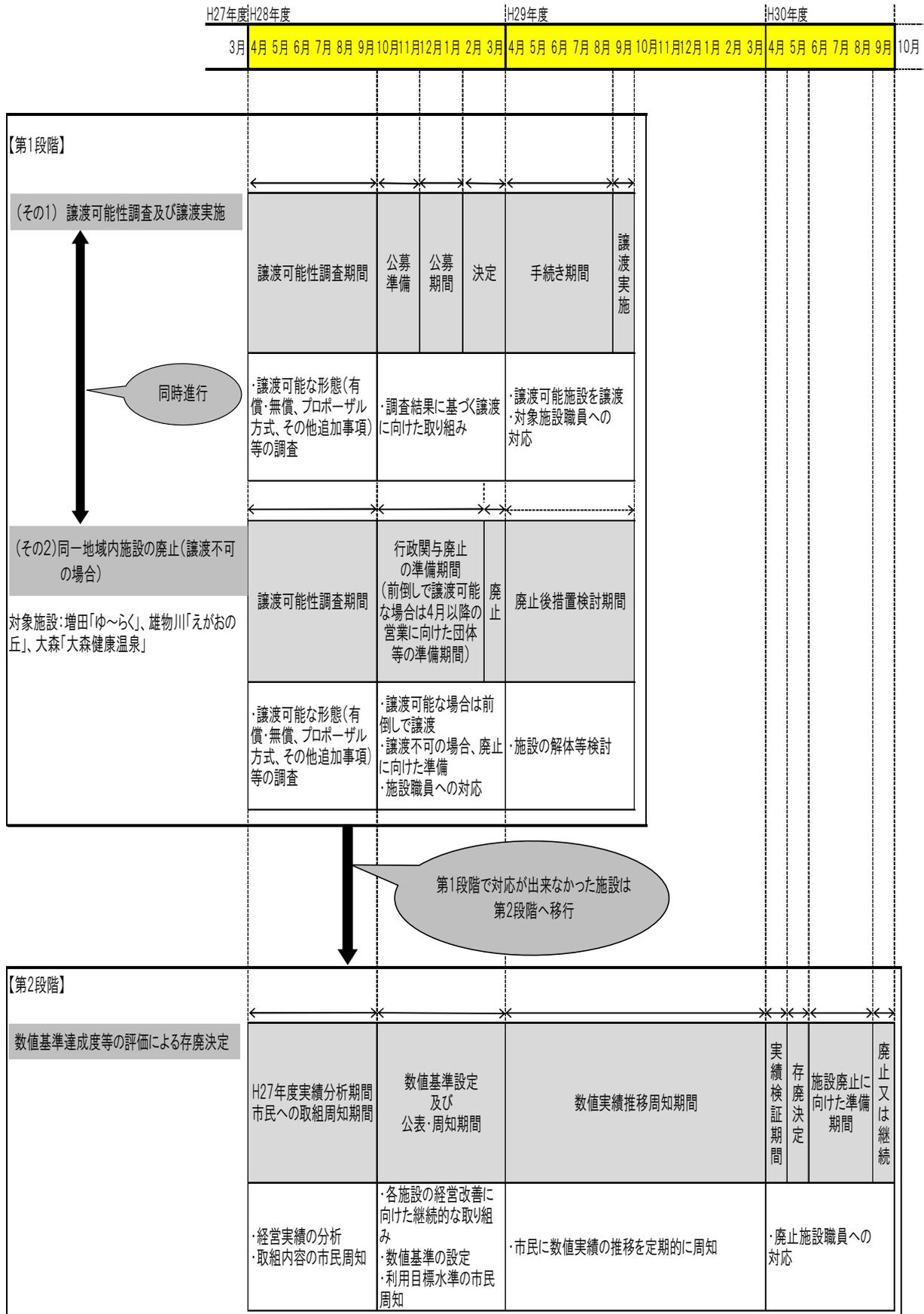
#### ①地域活力の維持に関する対策

施設が廃止される地域については、地域が有する特色や素材を活かした多様な施策を推進し、その活力の維持と元気の創出に最大限努めます。

#### ②施設職員への適切な対応

取組の推進上、又はその結果によっては、そこで働く職員の労働意欲や雇用の維持が図れないケースも想定されます。対話を重視しつつ、関係機関とも協力しながら対象者の再就職先確保など、そのアフターケアに最大限努めます。

# 再編実施計画の概要図



## 6. おわりに

合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置が平成 28 年度から 5 年間に渡り段階的に逡減され、平成 32 年度をもって完全に失効するため、今より約 35 億円もの交付税が減少する見込みとなっています。

一方で、この方針が目的とする公共温泉施設の課題解消に向けた取組の最終期限を平成 28 年 4 月からの 2 年半後に設定しました。市町村合併後の 10 年間、幾多の議論を重ねつつも、有効な対応策を見出すことができなかった大きな課題であるからこそ、待ったなしの状態の中にあっては、スピード感をもって確実に進めていかなければ、この方針も有名無実化する恐れがあります。

このような状況とリスク判断の先延ばしを回避し、将来に渡って持続可能なまちづくりの実現を図るため、この方針に基づく取組を着実に推進します。